

相続税の連帯納付制度

相続税の納付について

相続税の納付期限は申告書の提出期限と同じで、相続があった日から 10 カ月以内です。この期限内に相続税を金銭で一度に納めることが原則ですが、金銭一括納付が困難な場合には特別な納付方法として「延納」と「物納」が認められています。

「延納」は相続税を納期限までに金銭で納付する事が困難な場合に何年かに分けて納めるもので、担保を提供する事を条件に最長 20 年にわたって分割納付する事ができます。

「物納」は金銭で納付する代わりに、有価証券や不動産など、相続で取得した財産そのもので納めるものです。

相続税が納められない場合

「延納」や「物納」を選択しても相続税を納め切れない場合もありますが、納税は「義務」ですので納めない訳にも行きません。

納税できなければ督促や担保の提供、財産の差し押えが待っています。しかしそれでもなお納付の目途が立たない場合には他の共同相続人宛に「相続税の連帯納付義務のお知らせ」が届きます。

相続税の連帯納付義務をご存知ですか？

相続税の連帯納付義務とは、同一の被相続人から相続により財産を取得した全ての者が相続により受ける利益相当額を限度としてお互いに連帯納付義務を負うもので相続税法第 34 条に規定されています。

例えば親の財産を兄弟で相続した場合、兄がきちんと相続税を納付していても、弟が未納のままであれば、兄が弟の分の相続税を納付する責任を連帯して負わされることとなります。

このように共同相続人が複数いる場合、自分の相続税の納付が終わっても他の相続人全てが納税を終えるまでは原則的には連帯納付義務から解放されません。

税制改正前の連帯納付義務

相続人が 20 年の延納を選択し、15 年目の延納税額が納付できなくなってしまった場合など、相

続後長期間経ってから突然連帯納付義務が発生するケースがあり、自分の相続税納付が済んでいる相続人にとっては「不意打ち」の感が否めないと以前から批判がありました。また、連帯納付義務により納税を求められた時は未納の相続税だけでなく、年 14.6%もの延滞税が賦課されることにも批判がありました。

平成 23 年度の税制改正

そこで平成 23 年度の税制改正では連帯納付義務者の延滞税を利子税に変えて軽減する措置や手続き等が整備されました。ただし利子税率は年 2.1%(*1)です。負担が増えることには変わりはありません。

平成 24 年度の税制改正

さらに平成 24 年度の税制改正では以下の 3 つのケースについて連帯納付義務が緩和されました。

- ① 申告期限等から 5 年を経過した場合(*2)
- ② 納税義務者が延納の許可を受けた場合
- ③ 納税義務者が非上場株式会社などについて相続税の納税猶予の適用を受けた場合

もし他の相続人が相続税の金銭納付を選択した場合、連帯納付義務者は申告期限から 5 年以内は連帯納付の恐れはあります。しかし 5 年を過ぎれば連帯納付義務がなくなるほか、他の相続人が延納許可を受けた場合等も連帯納付義務は消滅します。

上記の改正は平成 24 年 4 月 1 日以後に申告期限が到来する相続税から適用されています。また同日前の申告期限分にも救済措置があり、延納を選択していれば連帯納付義務は解除されます。

相続税の納付をした場合には、相続人全員がきちんと納付したか確認するまでは気を抜けません。しかし実際の相続においては、他の相続人が相続税を納付したかどうか分かりません。資産家の皆様は相続人が納税できるかどうか検討した上で、遺言を作成するなどの対策が重要となります。

(文責：第三事業部 阿部美保)

*1 遺産の中の不動産割合が 50%以上かつ基準割引率 0.3%の場合

*2 5 年経過時点で連帯納付義務の履行を求められているものを除く

